巡視船みうら臨時修理（警救艇Ｍ１油圧シリンダ漏油）

仕　様　書

第　八　管　区　海　上　保　安　本　部

第一章　一般

1　この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあっては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。

2　この修理の施工に当たり、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。

3　受注者は、監督職員が必要と認めてその旨を指示したときは、工程表を提出し、その承認を受けなければならない。

4　この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、受注者がその責めに任ずるものとする。

5　仕様書で「官給」と特段記載のない部材については受注者手配とする。

6　本文中、特記のない単位はmmとする。

7　監督
　仕様書に特記の無い場合又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、監督職員の指示による施工を行うこと。

8　検査
　施工完了後、完了届を提出し、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。

9　支払方法
　履行完了後、一括払いとする。

10　履行引渡し場所
　受注者工場

11　引き渡し期限　　令和9年2月26日
　ただし、修理開始日は、　　契約日から　　とする。

第二章　船体部

１　７ｍ型高速警備救難艇（Ｍ１）

＜要目＞

船質　：ＦＲＰ
全長　：６．３０ｍ
幅　　：２．２９ｍ
深さ　：１．３４ｍ
製造者：アイ・エイチ・アイ・クラフト（株）

海上保安学校岸壁に係留中の巡視船みうら警備救難艇（Ｍ１）について、請負業者施設にて次のとおり修理する。

なお、巡視船みうら係留地から請負業者施設への曳航は本船乗組員にて行うものとし、曳航所要時間は往復１時間以内とする。

（１）現状を確認する。

（２）前後進及びステアリングシリンダーについて、開放、清掃し、次の部品を取替え、組立、調整、復旧する。

なお、本工事による撤去品は適法に処分する。

・前後進用シリンダー	１０１２１０３９＿２７４２０３６	１個
・ステアリングシリンダー	１０１２１０３８＿２７４２０３５	１個
・ガスケット	１０１１８９０１＿２８３１０３３	２個
・ワッシャー	９１２５１０＿２８５２０５２	６個
・ボルトキット	９３３１００３０Ｅ＿５４８０１２９	６個
・ステアリング作動油	０１１４６（９６０ＣＣ）	４缶

（３）本工事に際し、次の作業は付帯とする。

・本艇の上下架、保管
・既設艤装品の取外し及び復旧
・工事周辺部の養生及び清掃

（４）本船乗組員が行う海上試運転に立会い状態を確認する。

（５）作業報告書を２部（本船１部、本部１部）提出する。